

京都市

農林業だより

発行 京都市産業観光局農林振興室農政企画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話(075)222-3351

京都市
CITY OF KYOTO

右京区京北地域は、地域面積の9割以上が森林で、平安京遷都の際には、木材を伐り出す御杣御料地(みそまごりょうち)に指定された歴史があり、古くから良質な木材が豊富に産出される林業が盛んな地域です。

この京北地域の林業者等で構成された、京都京北・木こり技能大会実行委員会により、京都府立ゼミナールハウス(あうるの森の原っぱ内)において、10月29日(日)、「第4回京都京北・木こり技能大会」が開催されました。

本大会は、地域の林業従事者や、林学・林業を学ぶ学生等を対象に林業技能を競い、林業技術の更なる研鑽や、次世代への技能継承等を図ることで、京北地域の基

〓 杣人の祭典 〓

第4回京都京北・木こり技能大会開催!

幹産業である林業・木材業の活性化を目指すものです。

当日は一般来場者も楽しめる林業機械の操縦体験、薪割り体験、市内産木材



を使った木工体験などと触れ合える多彩なブースも出展され、多数の来場者で賑わいました。

競技会を観覧された来場者からは、「実際に木が伐倒される光景は、すごく迫力があり、感動した。」といった声を多く聞くことができました。

また、林業機械の操縦を体験した子どもたちは、目を輝かせて機械を動かし、木工体験についても、自分の作品を熱心に製作していました。

本大会は林業者の一層の技術研鑽の場となるとともに、多くの方々に京都京北の森林・林業の魅力に触れていただく貴重な機会となりました。

最後の将軍・徳川慶喜公が愛でた貴重な盆栽も、特別に公開されました!



来場者数は3日間で約1万人にのぼり、国内外の観光客も多く、興味深く作品を鑑賞する姿が見られました。

普段は一般公開されていない重要文化財の「二の丸御殿台所」を会場に、全国の盆栽愛好家が丹精込めて育てあげた一流の作品80席が展示されたほか、京都盆栽大使による解説ツアーも実施され、日本が誇る伝統芸術である盆栽の魅力を発信する貴重な機会となりました。

去る9月22日(金)〜24日(日)、二条城DE盆栽展「京彩」が、世界遺産・元離宮二条城において、盛大に開催されました。

二条城DE盆栽展
〓 京彩 〓

大政奉還150周年記念



生産緑地法等が改正されました

平成29年6月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。この中には生産緑地法等の改正も含まれており、農地に関する改正の概要についてお知らせします。

① 生産緑地法の改正

① 指定に係る下限面積の変更

生産緑地地区の指定に係る一団の面積要件を、現行の500㎡以上から下限面積を市町村が条例で300㎡を下限に定めることが可能となりました。本市においては、条例を制定し、300㎡に引き下げる検討を行っているところです。

② 生産緑地に設置できる施設の追加

これまででは、園芸用ハウスや集出荷場など農産物の生産・保管等に必要施設に限り設置が認められていましたが、これらに加え、一定の条件の下、加工施設や直売所も許可されることとなりました。ただし、用途地域や建築基準法等、他の制限もありますので注意が必要です。

③ 「特定生産緑地」制度の創設

指定から30年経過しようとする生産緑地地区について、その後、10年ごとに「特定生産緑地」としての指定を市町村に申請できることとなりました。「特定生産緑地」に指定された場合、現行の行為制限が続きます。本市では特定生産緑地への移行時期が平成34年12月です。指定の手続きや、今後国から

示される予定の税制面の措置については、改めてお知らせします。

都市計画法の改正

新たな都市計画の用途地域「田園住居地域」が創設されました。この地域に指定された場合、居住区域内における良好な田園空間を保全する区域として農業用施設の建築規制は緩和されますが、全体として農地の開発・建築規制が強化されることとなります。

平成27年制定の「都市農業振興基本法」により、都市農地が「都市にあるべきもの」と位置づけられました。各種制度を有効に活用し、多面的な機能を持つ農地を守りましょう。本市も都市農業の振興を支援していきます。

農地の貸したい！は農地中間管理事業を

ご活用ください

農地中間管理事業は、京都府農地中間管理機構が農地（農業振興地域内に限る）の中間的受皿となり、担い手等への農地集積を推進するために実施しているものです。

制度の詳細等について関心のある方は、下記までお問合せください。

問合せ先

北部農業振興センター	075-493-6660
西部農業振興センター	075-321-0551
東部農業振興センター	075-641-4340
京北農林業振興センター	075-852-1817

平成29年産 米穀の需給調整実施状況

京都市内における平成29年産の水稻の作付面積が確定しました。

下表のとおり、配分された生産数量以下の水稻作付状況となりました。

	配分面積 (㎡) (数量からの換算値)	主食用水稻 作付面積 (㎡)	主食用水稻 作付率	(参考)	
				加工用米※1 作付面積 (㎡)	新規需要米※2 作付面積 (㎡)
京都市 (京北を除く。)	9,498,700	9,006,899	94.8%	133,786	72,612
京 北	3,045,600	2,847,408	93.5%	172,290	—
合 計	12,544,300	11,854,307	94.5%	306,076	72,612

※1：酒、レトルト米飯、みそ、米菓などに用いる米
※2：飼料、米粉、青刈り稲・わら専用稲、バイオエタノールなどに用いる米



平成30年産からは、国による生産数量の配分や米の直接支払交付金の交付がなくなります。売れるコメ・売れる量の生産・販売をしていくことが非常に重要となります。また、転作を行った場合の水田活用の直接支払交付金についても、制度変更が予定されています。

はじめよう！青色申告

青色申告とは、一定の帳簿を備え付け、日々の記帳に基づいて所得や税金を申告することです。青色申告は自分の経営状況を客観的に把握できる重要なツールであり、経営改善に役立つほか、税制上のメリットもあるのです。是非取り組んでみましょう。

また、平成31年からは、青色申告をしている農家を対象に、農業経営者ごとの農産物全体の収入減少について補てんする「収入保険制度」が開始（受付は平成30年秋に予定）されます。

青色申告については税務署、収入保険制度については京都府農業共済組合 京都支所（TEL 0771・63・2951）にご相談ください。

青色申告の税制上の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記（複式簿記）」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○青色事業専従者給与

生計を一にする配偶者や親族に支払った給与を経費とすることができます（ただし、税務署への届出が必要）。

○損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

新たに青色申告を始めるためには、その年の**3月15日までに**、最寄りの税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。

左京区広河原に

鞍馬炭を作る炭窯

ができました！

木炭を作るための炭窯（直径3m）が左京区広河原菅原町に設置されました。



7月に完成しました！



広河原の炭づくり

昔、広河原で作った炭は鞍馬へ運ばれ、鞍馬炭として売られていました。しかし時代とともに炭の需要は減少し、炭づくりは15年ほど前に途絶えていました。最近になって地域に伝わる貴重な技術や文化が失われることに危機感を持った地元的林業者の皆さんが鞍馬炭を復活させるため「広河原薪炭再生集団」を結成し、今年5月から炭窯づくりに取り組み、この7月に完成しました。

炭づくりと森の再生

今後、鞍馬炭作りに多くの木が使われることで、放置森林に手が入り、美しい森として再生されるとともに、林業の副収入の確保にもつながることが期待されています。



川魚の食文化復興

京都では、もともと川魚を食べる食文化がありました。時代と共に川魚を食べる習慣は馴染みが薄くなりました。

そこで、川魚の食文化を再興し、川魚に親しんでもらおうと、「川魚文化再興プロジェクト」と「川の恵みを活かす会」では、川魚文化の伝承や新たな川魚料理の創出に取り組んでいます。

去る平成29年10月15日に開催した「川の恵みを活かす食味会」の企画「川酒菜マツチングコンテスト」では、「鮎の道明寺揚げ」と酒米「祝」で作った伏水ブランド酒「神聖」との組み合わせが見事1位に選ばれました。

オール伏水の

ブランド酒「神聖」



↑ イベントの様子

伏水ブランドのお酒と一緒に川魚料理を味わうことの楽しさを

一人でも多くの市民の皆さんに実感いただき、新たな食文化が広まっていくことが期待されます。



↑ 鮎の道明寺揚げ

京北地域限定栽培
新京野菜

京北子宝いも

道の駅ウッドデー・京北では10月下旬から、新京野菜『京北子宝いも』の販売が開始されました。京北地域の冬の味覚として、2月初旬まで販売される予定です。右京区京北地域の特産である『京北子宝いも』は、里芋の一種であり、手がかゆくなりにくく、とろみ成分が多いことが特長です。



現在は19の生産者が「京北子宝いも栽培研究会」を結成し、栽培技術の向上や販売促進などに取り組まれています。生産者の皆さんが丹精を込めて育てた『京北子宝いも』は味も格別です。この冬の食卓のお供に、一度お召し上がりください。

ため池生き物調査 in 大原野を実施 2017

10月14日、西

京区大原野南春日町の南春日ノ新池で、大原野水土里「リフレッシュ」が、ため池生き物調査を実施しました。あいにくの曇天となりましたが、約50名の市民



の参加の下、ヘラブナやコイなど、20種類程度の生き物を捕獲しました。

数日前から水を抜いたため池で、参加者は泥だらけになりながら底に集まった生き物を夢中で捕まえていました。捕獲した生き物は、「乙訓自然を守る会」の方に、同定、説明をしていただき、日本に昔からいる生き物の他に、ブルーギルやアリゲーターガー等多数の外来生物がいることが分かりました。ため池本来の生態系を回復させるため、これらの外来生物を全て駆除し、在来生物のみを池に戻しました。

地域の New Face! 第7回

岸本亮則さん
(北区西賀茂)



岸本さんは西賀茂地域で江戸時代から続く農家の5代目です。夏は少量多品目の野菜を生産し、振売りで販売、冬はすぐきの生産・漬込み・販売を行っています。

就農後まもなくお父様が亡くなり、十分に技術を継承できなかったため、初めは畑に出ても何をしたら良いかわからず座り込んでしまう日もあったそうです。そんな岸本さんでしたが、周囲の農家の方々から農作業を学び、今では将来有望な若手農家として地域から期待されています。

岸本さんが現在、力を入れているのはSNSを活用した情報発信です。「野菜の旬や栄養、効能、食べ方など、野菜のことを知ったら、もっとおいしく食べられる。」と考え、同世代の若い消費者に向けて、情報を発信しています。「生産者と消費者の距離を縮めて、コミュニケーションを大事にしていきたい。」と熱い思いを語る岸本さんです。

京のあぜ道



京都市の農業や林業の現地情報、
市民の皆様役に役立つ情報を随時紹介しています。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

